

「パーマネント・ウェーブ用剤製造販売承認基準の一部改正（案）」について

令和 2 年 12 月 8 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課

1 改正の概要

- 医薬部外品であるパーマネント・ウェーブ用剤の製造販売承認については、「パーマネント・ウェーブ用剤製造販売承認基準」（平成 27 年 3 月 25 日付け薬食発 0325 第 35 号厚生労働省医薬食品局長通知）に基づき、承認の権限を委譲された都道府県知事によって、統一的な審査が行われているところ。
- 当該基準は、パーマネント・ウェーブ用剤の製造販売業者が、製品の開発を行うに当たって、設定すべき有効成分及び添加物の規格及び分量等に関する事項を示したもの。
- 今般、科学的知見の集積等に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- 別添のとおり改正する。

3 適用日

- 本承認基準の改正案に関する意見募集の結果を踏まえ、令和 3 年 6 月頃を目途に通知として発出予定。